

# 鳩山町河川等監視カメラシステム構築業務 仕様書

## 1 案件名

鳩山町河川等監視カメラシステム構築業務

## 2 目的

本件は、河川等における浸水被害の危険性の有無を的確に判断するため、町内の河川等に監視カメラを設置し、リアルタイムで監視を行うシステムの整備及び鳩山町（以下「町」という。）のホームページ等を通じ、河川等の映像を町民に対して提供することにより、自主避難の判断等の的確かつ迅速な避難行動に結びつけることを目的とする。

## 3 実施箇所

鳩山町大字赤沼地内

## 4 内容

次の業務を委託するものとする。なお、本仕様書に記載された内容は、大要を示したものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書に示された使用を実現するために必要な事項は、本業務に含まれるものとする。

### (1) 監視カメラの仕様の決定及び設置位置の調査、選定並びに設置

ア 鳩山町が指定する地域の河川等3箇所（別紙1のとおり）において、町と協議の上、監視カメラの仕様を決定し、同カメラの設置に最適な場所の調査及び設置位置の選定を行う。

イ 設置位置の選定に付随して必要となる、設置場所の管理者との調整に係る経費については、受託者の負担とする。

ウ 機器の設置費、配線部材等を含み準備することとする。

### (2) 各種機器の調達、設定及び調整

### (3) クラウド環境及びネットワーク環境の整備

ア 取得したデータは、クラウド上に集約すること。

イ 本業務にて取得される監視カメラ映像の配信ネットワークの構築をすること（町ホームページサーバへ公開することを必須とする。）。

### (4) 本システムの操作に関する職員向けの説明、操作研修

※時間は1時間、回数は1回程度。実施場所、人数は町と協議のうえ決定するものとする。

### (5) 関係機関との協議、連絡調整等

### (6) その他提案に基づく取組の実施

## 5 各種要件

### (1) システム要件

- ア 導入するシステムの形態は、「クラウド型」とする。なお、国内のデータセンターを利用し、海外にデータが保存されない構成とすることが望ましい。
- イ 職員向け専用のホームページを設ける場合は、一般的なブラウザ（Microsoft Edge、Google chrome、Safari 等）により閲覧が可能なものとし、一般的なセキュリティ対策を施すこと。
- ウ 導入するシステムを運用するクラウド基盤は、機密性・完全性・可用性を十分に意識した構成となっていること。

### (2) 機能要件等

- ア 撮影方式は、動画又は静止画とし、その種別は提案者に任せるものとする。ただし、静止画を採用する場合は、静止画像のコマ送りにより状況の変化が確認できるものとし、撮影間隔は4分以内であることが望ましい。
- イ 夜間視認可能な機能を有し、昼夜を問わず指定範囲を鮮明に撮影できること。また、夜間の撮影において、必要な場合は、赤外線照明やLED照明等を追加で設置して、映像の品質を確保すること。
- ウ 撮影画像を一定期間保存できるものとし、必要に応じて職員が撮影画像を取得することが可能であること。
- エ プライバシーへの配慮として、必要に応じてマスキング処理等が可能なものであること。
- オ 設置後、5年程度の連続使用ができること。
- カ 防水防塵機能を有すること。
- キ 一般的なセキュリティ対策を施すこと。
- ク 通信方式（ネットワーク回線）は有線、無線の別は問わないが、映像のフリーズ等、ネットワーク回線の性能不足に起因する不具合が発生しない性能を有するものであること。無線方式とする場合は、通信環境（通信エリア、通信速度等）について本業務の仕様を満たすものか確認の上、実施すること。
- ケ 原則として既設柱への共架・給電とする。また、地震、暴風雨、豪雪等の異常気象下においても運用が行えるものとする。

### (3) カメラ設置作業の概要

- ア 設置作業に当たっては、受注者は事前に発注者と綿密な連絡をとり、発注者の指示に従うこと。
- イ 危険防止、火災防止、盗難防止等に留意すること。
- ウ 材料の梱包、輸送は受注者が行い、これに伴う事故が発生した場合、全て受注者の責において対応すること。
- エ 作業に当たっては、建造物に損傷を与えないよう留意すること。損傷を与えた場合は、受注者は速やかに発注者へ報告すると同時に速やかに復旧すること。

オ 完成写真を撮影すること。

(4) その他

仕様書等その他指示された事項等に疑義を生じた場合は、町と協議し対処するものとする。

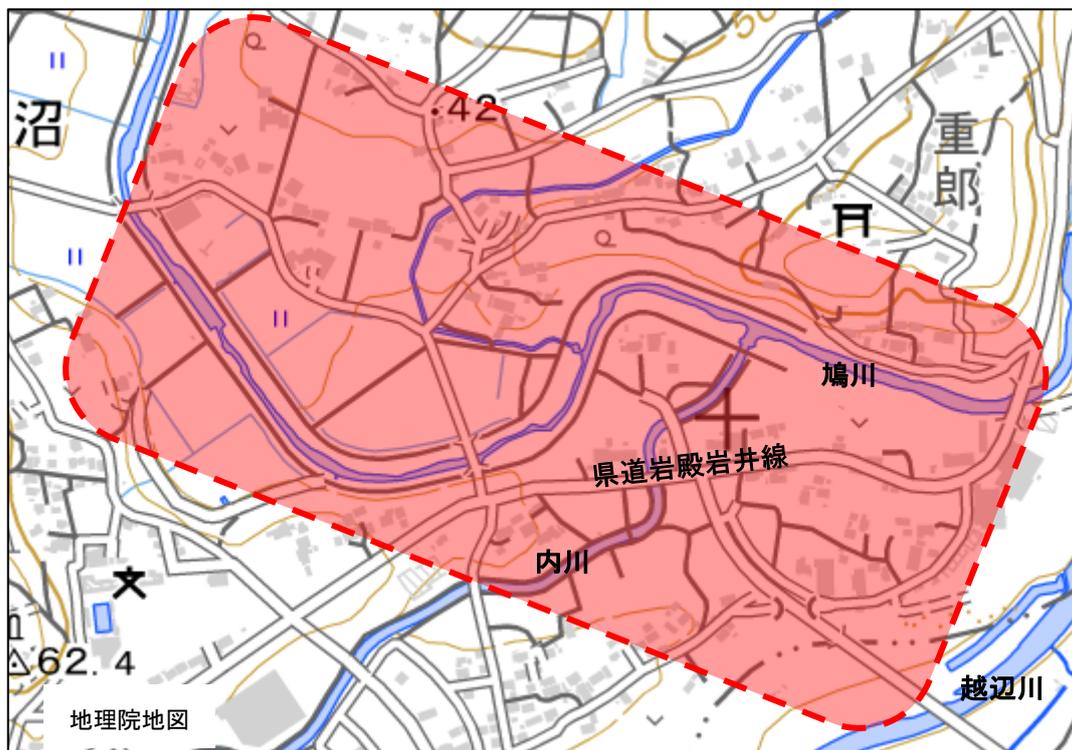
## 6 留意事項

- (1) 現地作業では、作業員、通行人等の安全対策を十分に講じること。
- (2) 本業務に係る手続（電源の引き込み等）については、受託者が行うこと。
- (3) 何らかの都合により町が指定する設置個所に監視カメラが設置できないと町が判断した場合は、受託者と協議の上、別の場所に設置することがある。
- (4) 本業務の実施に当たり、町が主催する住民説明会等が発生する場合は、必要に応じて関係者として同席すること。
- (5) 国等関係機関との協議、調査内容の説明等の必要が生じたときは、必要に応じて資料作成及び立会いを行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の実施状況について確認できる写真等を整備しておくこと。また、予定している検査予定時期に合わせ、必要書類を町に納品すること。
- (7) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報を本業務の目的以外に使用してはならない。これは本業務の履行期間終了後も同様とする。
- (8) 本件に係わる法令、法規等を遵守すること。

## 7 支払い

- (1) 構築業務完了後、事業の立上げに掛かる費用（本契約期間（3年）に基づくレンタル料やクラウドサービス利用料を含む。）を一括払いとする。
- (2) 受託者は、業務を完了したときは事業報告書及び完了届を提出し、町の検査を受けるものとする。
- (3) 受託者は、町の検査に合格したときは、委託料の請求をすることができる。

## 設置候補地域



※点線内の地域において、町と協議の上、カメラの設置場所を確定させるものとする。  
※協議の結果、上記地域以外に設置することがある。